

職員の処分について

令和5年1月1日付けで当組合消防職員の懲戒処分をしたので、公表します。

- 1 当事者 館山消防署和田分署 副主任 消防副士長 26歳 男性
- 2 処分内容 懲戒処分 停職（6箇月）
- 3 処分年月日 令和5年1月1日（日）
- 4 処分理由

当組合消防職員である当事者は、令和4年8月10日（水）00時30分頃、東京都内首都高速道路中央環状線山手トンネル内を自家用車で制限速度60km/hのところ、制限速度を50km/h超える速度で走行した。

令和4年11月17日付けで千葉県警察から90日間の運転免許停止処分を受けていたが、消防本部へその事実を報告しないまま、自家用車及び消防自動車（1回）を運転した。

この行為は、地方公務員法第32条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反し、同法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為である。このことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき懲戒処分停職とするものである。

5 管理監督者の責任

管理監督責任として、同日付で下記の処分とした。

館山消防署署長 厳重注意（文書）

館山消防署和田分署 分署長 厳重注意（文書）

館山消防署和田分署 副分署長 厳重注意（文書）

【消防長のコメント】

このたび、当組合消防職員の不祥事が発生し、住民の皆様、消防防災関係者をはじめ、多くの方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今回の違反行為を重大に受け止め、今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令を遵守するとともに、再発防止に取り組み、住民の皆様に対しまして信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

消防本部としての再発防止対策

- 1 各所属長が所属職員の運転免許証について、毎日一人ひとり確実に確認する。
- 2 各所属長を通じて再発防止策の検討を行うとともに、所属において、不祥事防止に関するミーティングを定期的を実施し、職員の意識向上に努める。

令和5年1月5日

安房郡市広域市町村圏事務組合

消 防 長 根 本 弘